

集团的自衛権の行使等を容認する閣議決定を撤回し
関連法律の改正等を行わないことを強く求めます

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

政府は、2014年7月1日、憲法解釈の変更による集团的自衛権行使の容認、海外での武器使用の拡大等と内容とする閣議決定を行いました。

集团的自衛権の行使は、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、他国に対する武力攻撃に反撃して参戦することを意味し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものです。このような憲法の基本原理に関わる重大な解釈の変更は、憲法9条を実質的に改変するものとして同条に違反するとともに、憲法に拘束されるはずの政府がこれを閣議決定で行うことは背理であり、立憲主義に根本から違反します。したがって、このような閣議決定を実施するための立法もまた、憲法に違反して許されません。

そこで、内閣に対し、本閣議決定を速やかに撤回し、本閣議決定に基づく自衛隊法の改正等の関連立法を断念することを強く求めるとともに、衆議院及び参議院に対し、上記立法を行わないことを強く求めます。

氏名	住所

*個人情報 署名集約団体において適切に管理し、署名提出以外の目的には使用しません。

署名集約団体 日本弁護士連合会
集約単位弁護士会 新潟県弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
電話03(3580)9941

新潟県上越市木田2-1-1 山和ビル7階
上越中央法律事務所
TEL025(522)5781 FAX025(522)5782

車路